

平成25年度予算編成方針

はじめに

(国の経済財政状況)

わが国は、昨年3月に発生した東日本大震災と長引く世界的な金融経済危機という大きな「危機」に直面している。特に経済面では、円高の影響などもあり、非常に厳しい状況が続いている。

政府は、「経済危機対策」として平成20年度以降、過去に例のない財政出動を行い、継続的なテコ入れを図ってきたものの、低迷からの脱却には至らず、景気は持続的な回復基調には至っていない。

このような中で政府は、今年8月に閣議決定された平成25年度からの3年間の歳入・歳出予算の大枠を示した「中期財政フレーム」を改定し、消費税が10%に増税となる平成27年度も歳出抑制を緩めず、平成24年度当初予算並みの「国債費を除く一般会計歳出の上限は約71兆円」に据え置き、平成25年度の「新規国債の発行額」の上限については、平成24年度と同じ約44兆円を維持したうえで、平成26年度以降は縮減を目指すとしている。

現在編成中である国の平成25年度予算の国債費を含めた概算要求総額は、一般会計で98兆8億円（うち、「日本再生戦略」関連2兆802億円）、復興予算が4兆4,794億円で過去最大値となっている。また、地方交付税は、地方自治体に配分される出口ベースで微減の17兆1,970億円（今年度当初予算17兆4,545億円）が要求されている。

(市の財政状況)

一方、本市においては、著しい人口の減少と加速度を増す少子高齢化が深刻な行政課題となっている。財政面では、財源の大半を地方交付税などに依存しており、自主財源の地方税は、地価の下落や長引く不況により増収への回復は難しい。また、引き続き高水準で推移する約540億円の地方債残高と今後予定のある大型建設事業に充てる新規借入の増額などの問題を抱え、間近に迫ってきている合併特例措置の失効による地方交付税の減少を勘案すると、予断を許さない状況にある。

地方交付税は、特例措置期間の「普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額」の算出が、合併特例による旧6か町村ごとの合計（算定替方式）による割増金額となっており、本来の一本算定方式で算出した金額より平成24年度分で約33億円多く交付されている。このため、特例措置が全て完了する平成32年度には現在の一般財源の総額約180億円が約150億円以下にまで減少するため、段階的な通減が始まる平成27年度を前に事業規模縮減の具体化が急務となっている。（「合併による普通交付税等の特例措置」参照）

第1 予算編成の基本方針

1 基本的な考え方

平成 25 年度の当初予算編成は、現在市が直面している地域医療体制の確立、教育力の強化、産業の発展と雇用の場の確保、いきいきと暮らし続ける地域づくりなどの諸課題の前進を重点に、将来像「人と四季がかがやく雪のくにづくり」を掲げる総合計画後期基本計画の実施計画事業を推進するとともに、引き続き、第2次行政改革大綱に基づき策定した分野別の集中改革プランの具体化により、身の丈にあった自治体規模へのスリム化を図る「財政の健全化」を推進し、合併特例措置期間経過後の持続力ある自治体行財政（一般財源の減少に見合った事業費規模）への体質改善を目指すものとする。

このため、各課においては、スクラップ・アンド・ビルド方式による事業見直しを英断をもって行うとともに、限られた財源を重点的かつ効果的に配分するため、全課全部門の英知を結集して予算編成作業に取り組むこととする。

2 基本的事項

(1) 通年予算の編成について

年度途中の予算補正については、原則として災害や国の経済対策など緊急を要し真に必要なかつ止むを得ないもの以外は行わないものとし、平成 25 年度中の 1 年間に必要となる全費用を見込んだ要求とする。

(2) 根幹事業について

総合計画に基づく根幹となる事業は、別途企画政策課から通知される総合計画実施計画事業の査定結果により要求する。なお、根幹事業といえども最終市長査定において一部変更となる場合もある。

(3) 事業規模の縮減と歳出一般財源枠の配分について

合併特例措置の段階的縮減に伴う一般財源の急激な減少を前に、適正な事業費規模への移行を促進するため、平成 25 年度以降は毎年度、一般財源ベースで年 4 億円相当の事業縮減を実施するものとする。

縮減対象となる事業（健全化対象事業）は、原則として、公債費などの義務的経費や総合計画事業を除く通常事業（総計外ソフト）であり、事業廃止または抜本的見直しにより、前年度当初予算比マイナス 10%以上としている。

(4) 今後の健全化対象事業の選定と健全化推進事業財源の活用について

事業規模の縮減を確実なものとするため、要求にあたり、今後の健全化対象事業を選定して縮減計画の概要を示すものとする。なお、健全化対象事業を廃止または抜本

的に見直すために必要となる一時的経費（健全化推進事業）がある場合は、要求により健全化推進財源枠から必要財源を配分して推進する。

事例：施設管理運営事業を統合により一部施設解体により縮減する場合の解体経費。市直営により実施する事業を関係団体実施に移行するために必要な時限付き団体育成経費またはシステム構築経費。恒久的な公共施設または用地を割高で賃貸借している場合の買取り取得費用など。

(5) 財政課長ヒアリングについて

予算要求書の提出にあたっては、「平成 25 年度予算要求概要書（〇〇室）」により次の事項を記載して、課長室長ともに確認のうえ提出する。

財政課長ヒアリングでは、これらの内容を中心に説明をお願いする。

- 平成 25 年度事業の特徴（新規、廃止、見直しを加えた事業名と内容）
- 要求額と歳出一般財源配分額の比較（超過額とその理由、総計外ハード分及び健全化推進事業分）
- 今後の健全化対象事業と縮減計画（選定事業名、縮減内容・金額・年度等）など

(6) その他

- ・国の経済対策補正、国政の動向等により変動もありえること。
- ・この間の議会質疑、監査意見、行政評価結果などを反映したものとすること。

以上

【合併による普通交付税等の特例措置】（イメージ）

（平成24年度算出額から）

